質　問　回　答　書（令和７年11月26日から令和７年11月28日受付分）

令和７年１２月１日

業　務　名	大東市立南郷保育所改築等工事基本・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル

質問番号	質　　　　　問	回　　　　　答
1	【項目】 募集要領２ページ「２．参加資格」について 【内容】 参加が単体企業及び設計共同体のどちらかにおいても、構造、電気設備、機械設備の主任技術者の配置は協力事務所から行って問題ないでしょうか。	単体企業の場合は、構造、電気設備、機械設備の主任技術者は協力事務所から配置しても結構です。設計共同体の場合は、協力事務所からの各主任技術者の配置はできません。設計共同体の構成員の中から各主任技術者を配置してください。
2	【項目】 募集要領８ページ「６．（１）評価項目と評価基準」について 【内容】 保育所、認定こども園、幼稚園の新築工事及び面積が増加している建替え工事の設計業務は同種又は類似業務の実績には含まれないでしょうか。 今回における改築の定義について、教えていただけますでしょうか。 例えば、「同一敷地内での建替え」は含まれますでしょうか。	既存の保育所、認定こども園、幼稚園（以下、保育所等という。）の同一敷地内での建替えを想定しています。 同一敷地内でのローリング計画を伴う工事を実績対象の主旨とします。 保育所等の開設に伴う新築工事や既存保育所等を別敷地へ移転させる新築工事は実績に含められません。延べ面積が増加している建替え工事の設計業務は実績に含めていただいて結構です。
3	【項目】 様式集「様式第４号」業務実施体制について 【内容】 業務実施体制の中で、単体企業で参加の場合、【※「１．管理技術者及び各主任技術者」に記載したものは人数に含めないこと。】という点につきまして、２欄にはどの会社のどの担当者を記載する形でございましょうか。記載例を拝見しますと、１欄には単体参加事業者の各メンバー（管理技術者や意匠主任技術者）と協力事務所（構造・電気・	【訂正】 様式第４号　業務実施体制　２． （正）事業者（単体企業又は設計企業体）及び協力事務所の体制 （誤）事業者（設計共同体）及び協力事務所の体制 【回答】 ２欄には事業者（単体企業又は設計企業体）及び協力事務所の合計人数（管理技術者及び主任技術者を除く）を資格・担当別で記入してください。

	機械主任技術者）を記載する形となっておりました。例えば、協力事務所で意匠（積算）のメンバーがいる場合や設計共同体で参加する場合に２欄に人数を記載するご意図でございましょうか。	
4	【項目】 様式集「様式第１１号」評価テーマに対する提案書について 【内容】 技術提案書での建物計画内容につきましては、「募集要領」「施設概要」「設計業務委託特記仕様書」内容を元に作成する形でよろしいでしょうか。あるいは別途各諸室表や計画要望事項書などはございますでしょうか。	「募集要領」「施設概要」「設計業務委託特記仕様書」の内容をもとに作成をお願いいたします。
5	【項目】 設計業務委託特記仕様書３ページ（６）ｆについて 【内容】 東側園舎敷地にｆ．の項目を設置する法令上の理由はございましたでしょうか。西側園舎敷地に全ての諸室をまとめることができない法令上の理由がございましたらご教示願います。	法令上の理由ではなく、施設運営上の理由です。
6	【項目】 設計業務委託特記仕様書２ページ（６）ａについて 【内容】 技術提案書の建物計画の際の延べ面積は西側敷地園舎１，２００㎡程度、東側敷地園舎３００㎡程度でよろしいでしょうか。	既存園舎の延べ面積は、施設の概要より１４６８㎡となっております。 設計業務委託特記仕様書３ページ（６）ｃには、「総延べ面積が現園舎の延べ床面積より縮小させた計画にすること。」と記載しておりますので、技術提案書の延べ面積は、「西側敷地園舎１２００㎡程度、東側敷地園舎３００㎡程度とし、延べ面積１４６８㎡未満」となる建物計画をしてください。
7	【項目】 様式集「様式第１１号」評価テーマに対する提案書について 【内容】 縮尺が分かる敷地のＣＡＤデータ又はＰＤＦデータをいただくことは可能でございましょうか	現段階ではご提供はできません。業務委託契約締結後、境界確定業務が完了した際には、ＣＡＤデータをお渡しいたします。
8	【項目】 募集要領２ページ「２．参加資格」について 【内容】 プロポーザルに参加できる者について、一級建築士事務所を主宰している個人事業主は参加可能でしょうか。参加可能な場合、必要提出書類の詳細についてお教えいただけますでしょうか。	法人か個人事業主かは問いません。募集要領２ページ「２．参加資格」に該当していれば参加いただけます。 ご応募いただける場合は、募集要領４ページ「４．応募手続き」をご参照いただき、必要書類をご提出ください。

9	【項目】 募集要領３ページ「２．参加資格（２）⑦」について 【内容】 各主任技術者について、意匠主任技術者は設計共同企業体の構成員から配置し、構造・電気設備・機械設備の主任技術者は協力事務所から配置してもよろしいでしょうか。	募集要領３ページ「２．参加資格（２）⑦」に記載のとおり、設計共同企業体の構成員の中から意匠、構造、電気設備、機械設備の各分野の主任技術者を配置してください。